報告第３７号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１０月３０日

２　損害賠償額　　１２０，０００円

３　相　手　方　　小田原市成田１０４２番地
神奈川県中古自動車販売協会
神奈川県中古自動車販売商工組合
代表理事　鎌田　政男

４　事故の概要　　令和８年６月、市内成田９１６番地付近において、準用河川金瀬川用地内のつる性植物が、隣接する相手方所有の駐車場フェンスに絡まり繁茂したことで、その重みでフェンスが傾き、これを破損させた。